

2007年 9月

様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山 孝夫

〒525-0036 草津市草津町1512

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp)

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

# 2008年度滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

## はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下、滋賀同友会：1979年1月創立、会員数680名、平均従業員数25名）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、滋賀県、県議会各会派、地域金融機関に提出し、懇談を重ねてまいりました。

政府レベルでは三位一体の行政改革が推進され、地方財源は交付税の削減などからより厳しさを増し、地方自治体独自の財源確保を進めるためにも、地域経済の活性化、とりわけ働く場と雇用の安定確保は焦眉の課題になっております。

滋賀県経済を元気にするためには、県下事業所数の99.8パーセント（平成16年度事業所統計：民間事業所総数56,230社より従業員数300名以上の110事業所を大企業として除いたものを中小企業として換算）、総従業員数の86.7パーセント（平成16年度事業所統計：民間事業所雇用総数532,384人より従業員数300名以上事業所の70,754人を大企業として除いたものを中小企業雇用率として換算）を占める中小企業・自営業の活性化が不可欠です。

加えて、既存企業をベースにした新事業の展開が新規創業やベンチャー企業の育成につながり、「第二創業」として注目され、ひいては開業率アップのインセンティブにもなっています。このことは、事業化に結びついているコミュニティビジネス（地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化するビジネス）では、中小企業・自営業がその中心を担っていることを見ても明らかです。

大企業の戦略は「メイド・イン・ジャパン」から「メイド・バイ・ジャパン」を明確にしており、日本国内での製造・販売から世界最適地での生産・販売をすすめています。近年、大企業誘致政策が自治体間の競争になっていますが、大企業誘致による「新規」雇用の大部分はパートや派遣（請負）、社内異動であり、むしろIT化と自動化によって正規雇用を減少させているように雇用創出効果は薄れています。

私たちは、滋賀県経済の活性化と地域の暮らしを守り雇用を創出するために最も確実で有効な政策として中小企業政策を最優先課題として位置づけて取り組まれることを要望します。

これまで私達は自主的自助努力による強靱な体質の企業と経営環境の改善に向けて、次の課題に取り組んできました。

- 1) 人間を人間として大切にす理念型の企業づくりで、構造転換による地域経済の空洞化に歯止めをかけ、地域の雇用を守り発展させる
- 2) 経営指針（経営理念・方針・計画）の成文化と実践による経営者の意識改革と経営革新
- 3) 共同求人活動により新卒学生の採用と、生きる力を育む社員“共育”活動
- 4) 中学生の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップなど地域や大学との“共育”的連携の推進

- 5) 「同友会版環境マネジメントシステム（同友EMS）」の普及による環境保全型の企業と人材の育成
- 6) 共同作業所・授産施設と連携し、障害のある人の自立支援と循環型の地域づくりをめざすオフィス古紙リサイクル運動
- 7) 産・学・官・民の連携による新しい仕事づくり
- 8) 障害者の自立支援に向けて、職場体験（トライワーク）の受入と雇用推進、共同作業所の就労収入向上支援、ユニバーサルデザインものづくりと住まいの研究
- 9) 中小企業や市民など借りる側にとって円滑に資金供給が行われる金融システムをめざす「金融アセスメント法（仮称）」の制定運動（滋賀県議会および県下50市町村議会（当時）で早期制定の意見書採択）
- 10) 中小企業を国民経済発展の中核的担い手として、国の根幹を支える重要な役割を正に評価し、中小企業政策をわが国の基本的政策として位置付けることを宣言する「中小企業憲章」の制定に向けた学習運動。地域においては「中小企業振興基本条例」の制定と、その担い手となる企業づくり

私たちは、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、地域経済と中小企業が発展できる環境をつくるために、下記のような経営環境を求め行動するものです。関係各位のご協力、ご支援を要望します。

## 1. 中小企業を地域経済発展の主役に位置づける「滋賀県中小企業振興基本条例」の制定を

### 1) 「中小企業憲章（仮称）」の制定を国に対して働きかけてください

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEU（欧州連合）が「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイデアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に捉えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう」と宣言。ここには、あらゆる施策の優先課題に中小企業・自営業を位置づける「シンク・スモール・ファースト」の理念が結実しています。

また、日本政府も含む48カ国によって同年に採択した「OECD（経済開発協力機構）中小企業政策に関するボローニャ憲章」でも、中小企業が普遍的な存在として重要であることを認識した政策を行うことを強調しています。

わが国では1999年に中小企業基本法が改正されましたが、その政策は競争力のある中小企業を支援することとベンチャー中心の新産業の創出に重きが置かれ、普通の中小自営業を無数に生みだし、暖め育み、花開かせるという方向への政策転換は遅れています。

戦後日本経済の復興において、中小企業は地域経済を根底から担う独自の役割を果たし、今日では空洞化する地域経済の自立的な再生と、真に豊かな文化性の高い人々の暮らしを担う中心的な役割を担っております。

私たちは中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、日本経済に果たす中小企業の重要な役割を正確かつ正当に評価することを通して、中小企業政策を産業政策における補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを「宣言」し、日本独自の「中小企業憲章」(<http://www.doyu.jp/kensyoushou/>)を制定する運動を国と地方自治体に対して働きかけます。

**滋賀県より国に対して「中小企業憲章（仮称）」の制定をお願いします。**

## 2) 「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定

滋賀県においては総事業所数の99.8パーセント（平成16年度事業所統計：民間事業所総数56,230社より従業者数300名以上の110事業所を大企業として除いたものを中小企業として換算）、総従業者数の86.7パーセント（平成16年度事業所統計：民間事業所雇用総数532,384人より従業者数300名以上事業所の70,754人を大企業として除いたものを中小企業雇用率として換算）を占める中小企業の自立的な活性化と地域経済の活性化は一体のものです。

また、新中小企業基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的諸条件に応じた施策を策定し、および、実施する責務を有する（第六条地方公共団体の責務）」と規定しています。その規定から要請されることは、中小企業を軸にした新しい地域経済の活性化を促進するという理念を明確にし、どのように環境が変わっても、ゆるぎなく実効性のある中小企業政策を講じることが出来る環境を整備することです。

中小企業政策を金融や研究開発支援という狭い意味での中小企業施策ではなく、教育・文化・環境・福祉など地域社会に関わるあらゆる施策の中に中小企業の、あらゆる施策を実施するにあたり、中小企業・自営業への配慮とその活力を引き出す「シンク・スモール・ファースト」の観点が含まれることが欠かせません。

このように幅広い分野できめ細かく総合的な政策実践を進める理念と方針を確立する法的根拠として、「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」を制定してください。

埼玉県では「埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日施行）」を制定しています。三重県では起草段階から中小企業家同友会も関わり「三重県地域産業振興条例」（平成18年4月1日施行）が成立。最近では、福島県が「福島県中小企業振興基本条例」（平成18年4月1日施行）、千葉県が「千葉県中小企業の振興に関する条例」（平成19年3月16日施行）を制定するなど、条例制定は時代の要請となっています。

## 3) 「滋賀県中小企業振興会議（仮称）」を設置してください。

基本条例に基づき、中小企業の活性化に向けた政策立案を図るために、経済団体、研究者、中小企業経営者、市民の公募による「滋賀県中小企業振興会議（仮称）」を常設し、県民レベルで意識を変え、中小企業の活力で空洞化する地域経済を再生するためのアクションプラン（行動計画）を作成しましょう。

#### 4) 地元自治体と連携して活力ある中小企業を育てるために、市町単位での「中小企業振興基本条例（仮称）」制定を促進してください。

地域中小企業を柱に据えた元気な地域づくりをすすめるためには、各市町が地域特性を考慮した丁寧な中小企業振興策を策定することが必要です。県が率先して「中小企業振興基本条例（仮称）」を制定し、「中小企業立県滋賀」を宣言していただくことで、各市町においても「中小企業振興基本条例（仮称）」の制定が促進されます。

弊会では地域の支部単位で、「中小企業振興基本条例（仮称）」制定に向けた学習や行政との対話を行いますので、県からも条例制定の助言や働きかけを行ってください。

## 2. 各種補助金について

### 1) 県独自の複数年度にわたる補助金のシステムの創設

各種補助金は単年度で執行されておりますが、企業への正式な認定通知は期の半ばを過ぎる（7月や8月）ことが殆どで、その後に見積もりや発注をするために実質半年で成果を出さなければならない状況であり、補助金を複数年度で執行する方策を講じるほか、県独自に複数年度にわたる補助金のシステムの創設をお願いします。

従来、当要望について、あくまで「単年度主義」であることを理由にご検討いただけませんでしたが、元来補助金は「出せるから出す」というスタンスではなく、中小企業の活性化、県経済の振興のために税を効率的に執行するという観点からの検討をお願いします。研究開発、事業創業などは不確定要素が避けられない類の事業であり、そのような困難な課題にリスクを取って果敢にチャレンジする中小企業群の存在は地域経済に極めて重要な物であると考えます。そのような中小企業を勇気付け、困難や失敗を恐れず挑戦しつづける姿勢に応える支援策としていただくよう切望いたします。「産学官それぞれが『やる気』を持って新しく事業に挑戦し続けることが重要であり、そのための原動力となる『夢・希望・魅力』を掘り起こし、活力創生に結びつけ」（新指針7P）の対応を期待いたします。

### 2) 提出書類の簡素化

提出書類の簡素化をお願いします。中小企業立国と言われるイタリアでは、専門のスタッフが申請書類の作成や、手続などまで代行支援しています（2005年度滋賀県中小企業家同友会の現地調査）。元来中小企業はこのような、手続などを担当するスタッフを極力切り詰めて効率的な経営を行ってきました。そしてそれがこれまでは日本の中小企業の高効率な体質の基礎となっています。同友会の多くの積極的に事業創造・第二創業を進めている企業からもこの手続きの煩雑さの是正を求める声が出ています。特に補助金の計算に当たっては一部はWord、別の補助金はExcelなど様式がまちまちです。県としての統一をお願いします。そうすれば経験のある企業が未経験の企業にアドバイスするなども行いやすくなります。「中小企業のやる気を支援する」観点から、中小企業が経営革新・新規創業などでボトルネックとなっている点に、耳を傾け、可能な対応を検討し、実効を挙げていくためにさらに踏み込んだ検討、取り組みをお願いいたします。

### 3) 継続的で親身な支援を

補助金による中小企業支援は、ややもすると補助金を出すことが支援であると錯覚されてしまいがちです。しかし、「補助金」は一つの要素に過ぎません。新規開発・第二創業は困難と問題と停滞と不信の連続です。是非、中小企業の視点に立ち、困難を共有し、補助金支給期間の終了した後も、定期的にフォローを行う、挑戦企業同士の経験交流や、相互啓発の場(チャレンジ交流会など)を自主的な運営を前提として開催していただきたいと思います。現状では、どの企業がどのような開発を行っていて、どんな問題を抱えているのか?そしてそれをどのように解決してきたのかという貴重な情報が埋もれてしまっています。ある意味でこれこそ「宝」ではないでしょうか。

「産官学がそれぞれの役割の元に連携して、金融・雇用・製品開発・販売までの経済発展のプロセスを重視」(指針50P)するよう要望します。

## 3. 中小企業の知的所有権取得に対する支援を

### 1) 県内企業を対象にした知的所有権の取得費用の助成制度の創設を

滋賀県は県民一人当たりの工業生産高が全国一である工業県です。県内には大企業の工場が多いのは事実ですが、県内に本社を置く企業のほとんどは中小企業です。中小企業が資本力のある大企業に伍して市場を守り、技術を守るには、知的所有権を獲得する以外に途はありません。また、中国を筆頭に人件費の安い東南アジアから、安価な模倣品が大量に国内に流入してきていますが、模倣品から国内企業特に県内企業を守るには、国内はもとより外国においても知的所有権を取得する必要があります。

ところが、国内で特許権を取得するために要する費用は、特許出願時に約30万円、審査請求時に印紙代が約20万円、中間処理及び登録時に約25万円の総計約75万円以上の費用を必要とします。また、外国で権利化するには、国内代理人費用のほか、国毎に当該国の代理人費用と特許庁費用、更に翻訳料や通信費等の費用を要し、1カ国当たり約100万円以上の費用を必要とします。このような費用負担は、中小企業にとって企業経営上耐えられるものではなく、知的所有権の取得を断念せざるを得ない状況にあります。

しかし、上記状況を鑑みたとき、国内外での知的所有権の取得は何としても必要であります。

そこで、県内産業の保護・育成の観点から、**県内企業を対象にした知的所有権の取得費用の助成制度の創設を要望いたします。**かかる助成制度は東京・福井等において既に実行されていて、成果を上げていると聞き及びます。県内に元気のよい中小企業を呼び込む誘い水とすることも可能であり、滋賀県を益々活性化させる一助になるものと確信しております。

### 2) 個人・中小企業・大学等の特許庁費用の減額を国に働きかけてください

また、他の要望として、米国は個人・中小企業・大学等の特許庁費用は全て半額とする制度を採用しておりますが、わが国にはそのような制度はなく、あまり利用価値のない限定的な制度となっております。しかしながら、わが国の個人や中小企業はそのような制度の存在を知らず、また例え知り得たとしても特許庁や国に対して要望する術がありません。そこで、**滋賀県が、県内個人・中小企業の代弁として、かかる制度の採用を特許庁や国に対し要望していただきたくお願い**します。

#### 4. 作業所の事業性を強化し収益性を高め、地域雇用の確保と創出をすすめることへの支援策を

滋賀同友会では、2005年2月に滋賀県、県身体障害者福祉協会をはじめとする関係6団体とともに「障害者の『働きたい』を応援する滋賀共同宣言」を発表し、地域に根ざす中小企業として、「障害者と共に生きることが当たり前の社会の実現」を目的に作業所との連携によるユニバーサル委員会を立ち上げ活動をすすめてきました。

さて、2006年4月に施行された「障害者自立支援法」(以下、支援法)は、従来の障害種別ごとの法律によるサービスの不整合や地域間のサービス利用の格差を是正し、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき「自立と共生のまちづくり」を具体化するため、障害者本人を軸とする個別の支援をより効果的・効率的に行っていくことを目的としています。

支援法では、これまでの障害福祉施策の改革のポイントのひとつとして、「新たな就労支援事業の創設」と「雇用施策との連携の強化」を柱とした『就労支援の抜本的強化』が謳われています。

とりわけ、就労は、働くことの喜びを得るとともに、地域で本人が希望する生活を実現する上で重要な役割を果たすものですが、滋賀県における障害者雇用の状況は、平成17年度の実雇用率が1.70%と平成16年度に比べ0.02ポイントの上昇にとどまっています。

また、通所授産施設等から企業へ移行した障害者の割合は、最近5年間平均で0.25%と1% (全国平均) にも満たない状況となっており、一般就労への移行が困難な状況です。

さらに、授産施設・共同作業所等(以下、作業所)の利用者の賃金は約1万円程度と低額です。

そういう状況を改善するには、作業所の就労支援に対する取り組みの強化と、新たにサービスの利用に際して負担が生じることから作業所での就労収入の向上に向け、企業の経営的手法を取り入れ事業を活性化することがますます求められています。

それに対して、支援法においては、障害者との雇用契約に基づく就労の場を提供する「就労継続支援A型」を整備し、障害福祉計画において、その利用者を現在の10倍以上に増やしていくことを目標としています。

その目標を実現するためには、作業所で取り組まれている事業の事業性の確保や外部資源の活用等々、経営資源を如何に確保するかが重要な要因であることから、本要望では、「地域雇用」の確保と創出の観点から、以下の通り滋賀県としての支援策を要望するものです。

##### 1) 滋賀県独自の作業所への融資制度の創設

現時点で作業所は、産業分類上福祉事業に区分され、支援法が目指す作業所での事業性を担保するにふさわしい公的支援が受けられないのが現状です。よって、滋賀県独自の支援策として作業所への融資制度の創設を要望するとともに、「中小企業振興基本条例」を制定し、その対象に作業所を加えることを要望します。

##### 2) 就労支援の実績の拡大に対する「定着支援」の拡充

2006年度の「働き・暮らし応援センターにおける就労支援の実績」は174名です。また、当会の調査でも「障害者の雇用で不安や障害になっていることは何ですか？」との問い

の20パーセントが「雇用後のサポート体制」をあげており、「仕事の内用」(29パーセント)とあわせて約50パーセントが雇用前のマッチングと、雇用後の丁寧なサポート体制になっています。つきましては、障害者雇用が福祉サイドの就労支援との連携による「定着支援」を拡充するため、「働き・暮らし応援センター」へのジョブコーチの加配を行ってください。

### 3) 就労支援ネットワークの構築について

「就労支援ネットワーク懇話会」の報告にもとづき、障害者の就労を多面的に支援する「就労支援ネットワーク」の設立に対して積極的な支援策を講じてください。

### 4) 創業支援策の拡充

新事業体系への移行に際して、「就労継続支援A型」並びに「社会的事業所」の事業整備に関する創業支援を、中小企業対策の一環として『地域雇用の創出』の枠組みの中で支援策を講じてください。

### 5) 障害者雇用事業所に対する優遇税制の拡充を図る

全国で雇用されている障害者約50万人の内、22万人が従業員数56人以下の法定雇用率適用外の事業所です。一般雇用の促進を図る上から、法人2税の減免と用件の緩和策等の策を講じてください。

## 5. 若者の就業支援について

若年者就業支援施策は、ヤングジョブセンター滋賀における若年者支援、FMラジオ放送を利用したフリーター、ニートの働く意欲向上支援等の若年者意欲促進事業の施策を展開されています。若者就労支援施策事業は、対象者やその家族に認知度が低く、ヤングジョブカフェ施設が十分に利用されているとは思えません。若年者は、今後の滋賀県経済を担う希少な労働力です。この就業支援の重要性を考慮すれば、官民のパートナー・シップにて施策を推進することが効果的な成果を期待できると思われるので、以下の点について要望します。

### 1) 就労支援の民間開放を

滋賀同友会の考えるところでは、県が全ての若者就労支援を公営で行う必要がなく、**適切な能力のある団体(NPOや支援組織)や専門職に一部開放**した方が、より効率的、効果的な運営が期待できると思われます。

### 2) 民間セクターの人材活用と連携

滋賀同友会は、県と若年就業支援での連携の可能性を模索しております。弊会の会員企業には、人材派遣会社、広告代理店等の専門企業、社会保険労務士等の労働施策に通じたコンサルタント等の多彩、かつ豊富な人材があります。また、地域密着の企業活動を展開する会員企業には、職業訓練等の就労支援、地域密着の就職斡旋を行うことが十分に可能です。



### 3) NPO団体の育成施策

若者就労支援事業は、ニート・フリーターの増加により業務拡大が予想されます。県は行政費用節約や民間部門の能力を活用するという点からも、**NPO団体等の積極的な活用**を考慮するべきだと考えます。また、受け皿団体が無いならば、**コミュニティ・ビジネスの育成に努めるべきだ**と考えます。しかしながら例えば、厚労省による「若者サポートステーション」事業を県は「東京リーガルマインド」社（営利企業）に一括委託しております。近隣の自治体と比較してもいささか奇異な印象はぬぐえませんが、「NPOや県民活力を新たな経済主体、あるいは経済再生の原動力として捉え」（新指針65P）是非、再考・是正をお願いいたします。

（若者サポートステーション事業の受託者）

福井県	セルフ振興センター	京都府	ユースサービス協会
奈良県	中小企業団体中央会	三重県	労働福祉協会
兵庫県	NPOユースネット	大阪府	大阪労働協会
〃	NPOコムサロン21		大阪若者就労支援機構

## 6. 地域特産品サポート施策

県には優れた地場産品、農産物の地域特産品が存在します。県の地域特産品サポート施策は、びわこビクターズビューロー観光物産事業、滋賀県伝統工芸品展開催、全国伝統工芸品まつり参加、食博覧会参加等が行われています。

しかし、従来の施策では、県外対象企業や観光客対象にイベント参加や開催に施策が偏在しています。むしろ、地域特産品サポート施策としては、地産地消、地域ブランド確立を目指す上でも県内企業、とりわけ中小企業向け施策を展開するべきでないかと思われるので、以下の点について要望します。

### 1) 商工観光労働部、農政水産部との縦割り行政の見直し

県では商工観光労働部が県内製造業を中心とした地場産品、また農政水産部が県内農林水産業の特産品の広報活動を展開しています。しかし、消費者から見れば、いずれも滋賀県内の特産品です。各部局に広報活動を行うことは、縦割り行政の弊害が見受けられる活動と思われます。

**滋賀県の特産品の広報活動は、農業、製造業と分別せずに広報活動に尽力された方が効率的でないかと思われます。**

### 2) 農村部コミュニティ・ビジネスとの連携

いま、滋の農村部では、産直所、集落内工場による農産物加工品の製造・販売が活発化しています。農村部では、コミュニティ・ビジネスが勃興しているからです。しかし、このような加工品を取り扱いたいと希望している県内中小企業は、どこに情報を求めれば良いのか分かりません。反対に、コミュニティ・ビジネス側は、販路やノウハウを持つ中小企業事業者の提携を必要としています。県当局は、農村部のコミュニティ・ビジネスを早急に調査して情報公開し、県内の中小企業に連携の可能性を探るべきだと考えます。

### 3) 地場産品の開発支援

県では、地域ブランド確立事業を推進しています。しかし、県内の新たな地場産品開発、あるいは地場産品の改良を企図する中小企業事業者には地域ブランド確立事業の施策の認知が低いといえます。むしろ、県では、より支援施策の強力な推進を展開するためにも、施策の広報の徹底、参入企業の拡大を考慮するべきであると考えます。

### 4) 地場産品の取り扱い業者の情報開示

提案②でも触れましたが、県内の地場産品の商品、取り扱い事業者、流通ルートが全く分かりにくいと言えます。また、特産品サポート施策を実施するために必要な情報を把握するためにも地域特産品を取り扱う全事業所の実態調査を行う必要があると思われる。県に適切な情報収集および開示を求めます。

## 7. 「環境こだわり県」にふさわしい企業と新しい仕事づくりへの積極的支援策を

私たち同友会は1995年6月に「琵琶湖淀川水系の水質を守るために：水環境行動憲章」を発表しました。翌96年2月に会の内外に向けて冊子を発行し、自然と共生する中小企業経営と環境保全型社会をめざして、実行できることから取り組んでおります。

会内には2001年6月に「地球環境研究会（2004年度より「地球環境委員会」）」を発足し、2001年11月に開催された第9回世界湖沼会議の開催に呼応し、中小企業家として環境問題の解決に関わる理念と実践を全国へ発信するために、湖沼会議の自由会議として第1回目の「中小企業地球環境問題全国交流会」を滋賀で開催しました。

また、中小企業が費用をかけないで簡単に環境共生型の社風を確立できる「滋賀県中小企業家同友会版環境マネジメントシステム（以下・同友EMS）」を構築し会内企業へ導入をはかるとともに、今年度も地球温暖化問題を社員みんなで考えて省電力に取り組む「CO2削減レース」に取り組むなど、出来ることから一歩ずつ取り組んできました。

さらに、昨年度から共同作業所・授産施設と連携し、障害のある人の自立支援と循環型の地域づくりをめざすオフィス古紙リサイクル運動にも取り組んでおります。

私たちは、生命の尊厳性を尊重する理念を持ち、人類永遠の存続と繁栄を願い、環境保全に中小企業家として積極的に関わり実践してゆく立場から、以下の点について要望します。

### 1) 「同友EMS」導入企業への評価と普及促進

県内事業所の大多数を占める中小企業が環境共生型へと向かうためには、同友会版EMSの導入 (<http://www.shiga.doyu.jp/kankyuu/index.html>) によって企業活動を通じて誰もが自然に自然環境の改善に取り組むことができる企業づくり、すなわち環境を内部化した企業づくりが必要です。県では「エコアクション21」の普及を進めておられますが、より幅広い企業が環境負荷の少ない経営を推進するためにも、自主的に環境保全の理念と方針および計画を持ってすすめる「同友EMS」導入企業を「エコアクション21」認証企業に相応する評価を与えるなど、県内中小企業へ意義を伝え広めることに協力して下さい。

そのために必要であれば、「同友EMS」を「エコアクション21」のシステムと連動させ

るなど、連携して取り組みたいと考えます。環境共生型の企業を県内中小企業の多数派にするために、共に進めてまいりましょう。

## 2) 環境事業を軌道に乗せるための販売支援

環境ビジネスに取り組む中小企業にとって最も切実な問題は、「つくっても売れない」「入り口があっても出口がない」ということです。

県では各種助成措置の他、販路拡大支援のために「環境ビジネスメッセ」を開催されていますが、県内企業が産み出した環境関連商品やサービス等を県として積極的に評価し優先して購入する仕組み（価格だけで判断しない）や、恒常的に販売支援するシステムを早急に講じてください。

## 3) 水質環境保全自主管理への県内中小企業の支援

滋賀県の中小企業では「水質汚濁防止法3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例」をはじめ、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」や、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」などを受け、汚濁負荷削減など自主管理に努力しています。

滋賀県の行う水環境保全にむけた様々な取り組みの中で、これらの取り組みも1000万人以上の下流域の滋賀県民以外の飲み水を確保することに寄与しているものと思っております。

一方で、滋賀県の中小企業のみが、他地域に比べ排出削減において大きな負担を背負っているとも言えます。つきましては、滋賀の中小企業が水環境保全に向けて行うこれらの自主的な取り組みを強化、継続出来るように人材、資金、技術面において支援してください。

その支援財源としては、「COD 排出権販売」を検討してください。

## 4) 大気環境保全自主管理への県内中小企業の支援

滋賀県の中小企業では「滋賀県環境大気への負荷の低減に関する条例」を受け、地球温暖化など大きな問題であると認識しており、大気環境への負荷の低減に自主的に取り組みたいと検討しております。

いま中小企業では、人材、資金、技術を確保するのは益々困難な状況となって来ております。中小企業がこれらの自主的な取り組みめるよう人材、資金、技術面において支援してください。

例えば大気環境負荷低減計画の策定支援、削減目標達成状況の把握支援、など先進的な取り組み事例の紹介など専門家の派遣や研修会の開催などの支援もお願いします。

## 5) オフィス古紙リサイクル活動への支援

弊会では共同作業所・授産施設と連携し、障害のある人の自立支援と循環型の地域づくりをめざすオフィス古紙リサイクル運動をスタートしました。

昨年4月からの累積では、オフィス古紙307, 300kgを回収、これは立木換算で6, 146本（直径14cm・高さ8メートル、30年生）に相当します。

しかし、幅広い地域で取り組めば取り組むほど、回収作業に手間がかかりコストアップとなるため、事業が成り立たなくなります。

この事業をコミュニティ・ビジネスのモデルとして成り立たせるために、その公益性を重視して一定期間、宣伝費や事務局運営費などを公的に支援していただくことを要望します。

#### 6) 干拓地などを産学官連携で有効利用することの促進

干拓地（たとえば近江八幡市の津田内湖など）を、人間性回復のための農業体験、環境学習、市民農園、宿泊施設など農業を切り口にしたゼロエミッション型の施設に再利用することで、廃棄物を減らし環境にも配慮した滋賀県ブランドづくりに役立てることが出来ます。

産学官が連携し、そのようなビジネスモデルを確立することを促進するとともに、実際の事業化に際しては、人・モノ・金・情報また諸規制の緩和など積極支援をして下さい。

#### 7) 「びわ湖環境ビジネスメッセ」への県内中小企業の参加支援

「びわ湖環境ビジネスメッセ」への県内中小企業の出展に努力され、毎年総展示企業数は増えておりますが、環境保全型社会構築と環境ビジネス創出をめざしている県内の中小企業が、より一層気軽に出展しやすい仕組み（出展費用の抑制、減免適用範囲の拡大など）をさらに拡充して下さい。

### さいごに

滋賀県経済の自立的な繁栄には、地域と共に歩み育つ中小企業が連結し、学・官さらに地域住民とも力を合わせて、地域の経営資源をいかした個性的な事業を無数に創出していくことが必要です。

私たちは地域経済の再生を担うという社会の要請に応えるため、自主的自助努力をより一層強化し、全社一丸で良い企業づくりに努める決意です。

私どもの経営努力がより一層いかされる環境を願い、ここに要望と提案を提出しますので、関係各位のご協力を宜しくお願い申し上げます。

メモ

A large rectangular area containing 25 horizontal dashed lines, intended for taking notes.

## 同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

# 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0036 草津市草津町1512 TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp) ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>